

【イタリア】大学改革法の成立—1968年の清算？

海外立法情報調査室・萩原 愛一

* 2010年12月23日、現政権の懸案事項の1つであった大学改革のための法案が上院で可決され、成立した。法案提出者である教育・大学・研究大臣の名をとって、ジェルミーニ改革と呼ばれるこの大学改革法案をめぐる、議会の審議において与野党が激しく対立しただけでなく、これに反対する学生等により過激な街頭行動が繰り広げられた。

改革の背景

今回の大学改革の背景には、イタリアの大学のかかえる様々な問題や危機感がある。イタリアには、100校近い大学（うち国公立大学は66校）がある。一部の大学や学部を除き、高等学校卒業資格のある者は誰でも入学できるため、全体として大学在籍者は非常に多い。しかし、それに比し卒業する者は少ない。中世以来の長く誇り高い伝統を有する大学が少なくないが、それらも、現在では世界の中での存在感が希薄である。例えば英紙タイムズの行う大学の世界ランキング200位までに、イタリアの大学は1校も現れない。大学は学生への教育をそっちのけにして、教授や学長の関心や利害を中心に運営されている、とジェルミーニ大臣は批判する。そして、こうした大学のあり方が、時代の要請に合致しない講座の乱立や親族を中心とする教授の縁故採用、無駄や不透明な支出の源泉になっているとみる。

このたび成立した大学改革法（2010年12月30日の法律第240号「大学の組織、大学職員及びその採用に関する規範並びに大学制度の質及び効率の向上のための政府への委任」）は、こうした現状にメスを入れるために策定されたものである。以下、この法律が規定する改革のうち、主要な点を列挙するが、これを見てもわかるように、主に大学の管理・運営のあり方に照準が当てられている。

改革の概要

- ・ 倫理規定の導入—各大学において、利益相反行為を回避するために、すでに在職している教員の第4親等までの親族を採用することはできない。不透明なやり方での採用や運営を行った大学に対する政府の予算は減額される。
- ・ 学長の任期の制限—学長の任期は6年で、1期しか務めることは出来ない。
- ・ 大学の評議会と運営会議との区別の明確化—評議会は、学術内容に関わる提案を行い、運営会議は、採用や支出に対して責任を負う。運営会議は、最大11人のメンバーのうち一定数を大学外の者とし、議長を外部の者とすることもできる。運営会議には、学生の代表を参加させる。
- ・ 事務総長の導入—運営会議の決定方針に基づき、大学の運営、予算や教職員の管理に当たる。「大学のマネージャー」として大きな責任を負う。

- ・教職員評価機関—各大学内に設けられる、教育及び研究の質や有効性を検証し評価する機関で、評価が客観的かつ公平に行われるように、メンバーの過半数は外部の者で構成する。各教員・研究員の給与は、この機関の評価に従って決定される。
- ・学生による教授内容の評価—教育の質を確保するために、学科ごとに教員・学生同数の代表者で構成される委員会が設置される。
- ・大学の統合—コスト削減並びに教育及び研究の質の向上を目的として、近接する大学の統合や連合化を行うことができるようにする。また、大学活性化のため、教員の大学間異動を促進する。
- ・大学の組織再編—学部の数を整理し、各大学、最大 12 学部制限する。また、登録する学生数がきわめて少ない講座は廃止される。
- ・教員の募集・採用—大学の教員採用のために全国レベルの選考制度を導入する。選考に残った者は、4 年間有効のリストに掲載され、その中から各大学が必要に応じて適任者を選んで採用する。
- ・大学の財政運営—全国の大学に共通の会計制度を導入する。各大学の財務・経営は透明性を確保しなければならない。財政困難に陥った大学に対しては、政府の任命する者を派遣して、代わって経理に当たらせるなど厳しい姿勢で臨む。
- ・大学に対する評価—大学への予算は、研究及び教育の質や成果に基づいて評価され配分される。
- ・講義に対する教員の義務—講義を教員が行ったことを証明する義務が課せられるほか、年間の勤務時間数は 1,500 時間以上とし、うち少なくとも 350 時間を講義に割かなければならない。教員の大学間の異動を、大学活性化の観点から促進する。
- ・研究員の雇用—無期雇用は廃され、任期 3 年の有期雇用（1 回更新可）契約となる。ただし、契約満了時に優秀と認められた場合、准教授の身分での採用もあり得る。
- ・成績に基づく奨学金授与—学生の学ぶ権利を規定し、優秀な学生への支援を図る。奨学金のための基金を創設し、成績優秀者に対しては超低利で貸与を行う。

法律の成立をめぐる

この改革に対する学生や研究者等の激しい抗議運動には、政府の関与が深まることで大学の自治や学問の自由が侵されることや合理性優先と表裏一体の予算削減への怒り、研究者の雇用の不安定化への懸念、業績評価主義に貫かれた大学運営への不満などがある。野党の民主党は、この法律が、教育や研究に対する経費を削減し、若い研究者の活躍の場を狭める一方、大学の特権的地位は現状維持のままである、と厳しく批判した。他方、政府・与党は、紛糾の末の法律成立に凱歌をあげた。ジェルミーニ大臣は、この改革が、1968 年の大学紛争以降の「偽りの平等主義的文化」に終止符を打ち、新たな時代を開くものであると誇らしげに述べ、別の閣僚も、1968 年以降、イタリアの大学が陥ることになった長い停滞を打破するものであると胸を張った。しかし、改革を軌道に乗せるためには、さらに、この法律によって政府に委任された 50 の実施命令を策定しなくてはならない。